

65歳になる組合員の年金手続

平成31年度末 65歳到達者（昭和29年10月2日～昭和30年4月1日生）

令和2年度末 65歳到達者（昭和30年 4月2日～昭和31年4月1日生）

65歳到達者用（令和元年8月説明会）

公立学校共済組合東京支部

はじめに

皆さまは、すでに被用者年金制度一元化以降に「特別支給の老齢厚生年金」が決定しています。

「被用者年金制度一元化」（平成27年10月1日）に伴い、公的年金制度や手続方法の変更が生じ、御心配おかけしました。

老齢年金は65歳になると、老齢基礎年金や本来支給の老齢厚生年金切替請求手続、退職時には、年金払い退職給付の請求手続等、様々な手続きが必要となります。

円滑な年金請求手続のため、この冊子をお役立てください。

— 目 次 —

1	現在の公的年金制度	P 1
	(1) 現在の状況（65歳到達前）	
	(2) 被用者年金制度一元化による変化と影響	
2	これからの手続	P 2
	(1) 65歳以降の年金手続の流れ（昭和29年10月2日から昭和31年4月1日生まれ）	
	(2) 65歳到達時	
	① 老齢厚生年金の請求手続	
	② 老齢基礎年金（国民年金）の請求手続（公務員期間のみの方）	
	(3) 退職時	
	③ 老齢厚生年金改定手続	
	④ 年金払い退職給付請求手続	
3	その他の手続	P 8
	(1) 年金の繰下げ	
	(2) 「高年齢求職者給付金」の支給手続	
	(3) 在職中の賃金等による厚生年金の支給調整	
<資料>	手続時に東京支部から送付する請求書類	P 12
4	主な問合せ先一覧	裏表紙

1 現在の公的年金制度

(1) 現在の状況（65歳到達前）

既に決定している「**特別支給の老齢厚生年金**」は、在職中の支給調整により、全額は又は一部支給停止となっています。

(2) 被用者年金制度一元化による変化と影響

平成27年10月の被用者年金制度一元化により、共済年金と厚生年金の制度的な差異は、厚生年金に揃えて解消されました。

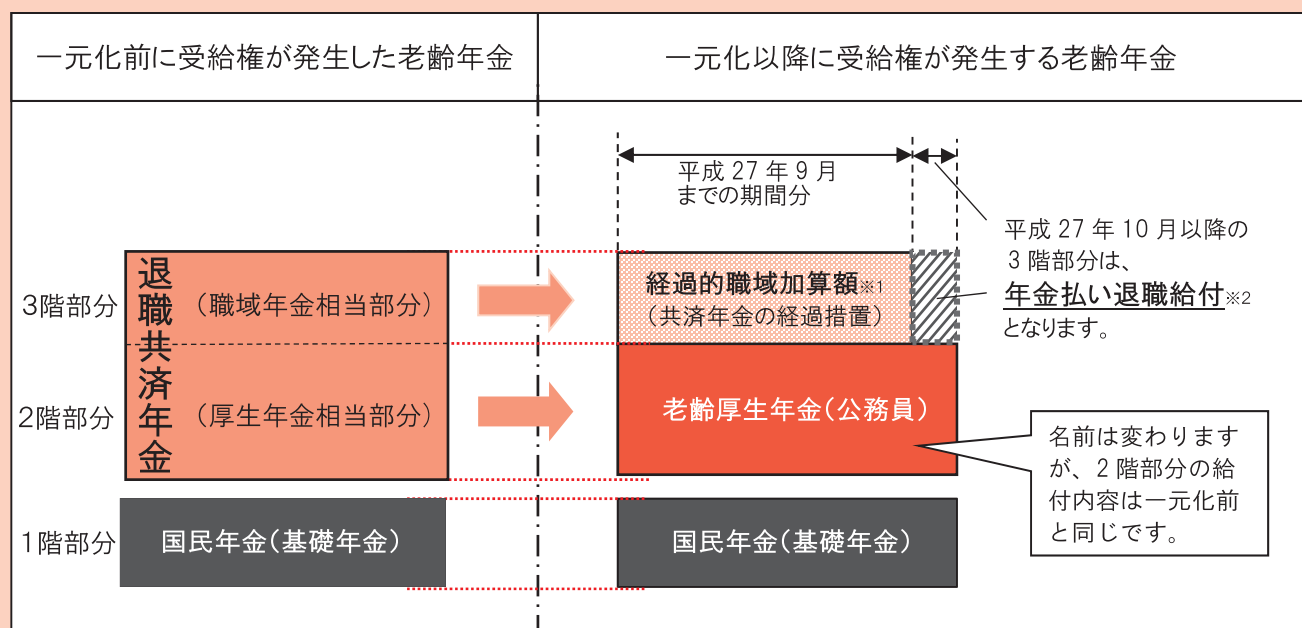
大きな変更点は、次の2点です。

- ① 共済年金独自の3階部分「**職域年金相当部分**」が廃止され、新たな退職給付として「**年金払い退職給付**」が創設されました。→P6

なお、平成27年9月までの期間の職域年金相当部分は「**経過的職域加算額**」として支給されます。ただし、いずれも在職中（公務員共済組合加入中）は全額支給停止となります。

- ② 老齢厚生年金（2階部分）の在職中の支給調整は、一元化前は加入している年金制度により支給停止調整額が異なっていましたが、一元化後は65歳未満か、65歳以上かで支給停止調整額が決められています。→P11

【図1】一元化前後の公務員の老齢年金等の受給イメージ

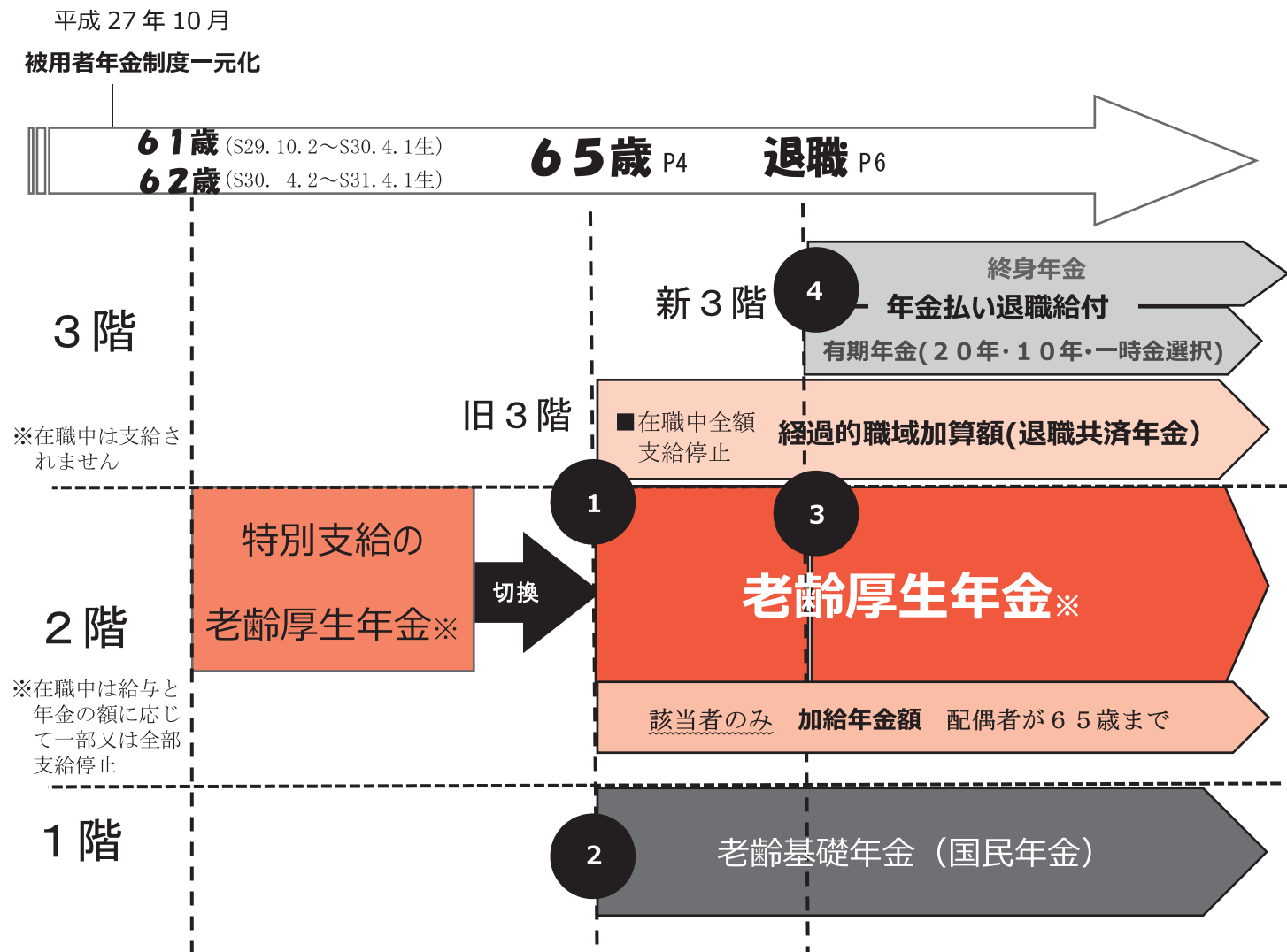


※1 「職域年金相当部分」は平成27年9月までの期間に応じて、「経過的職域加算額」として年金支給開始年齢から支給されます（旧3階部分）。

※2 「年金払い退職給付」は、平成27年10月以降の期間に応じて65歳から支給されます（新3階部分）。

2 これからの手続

(1) 65歳以降の年金手続の流れ（昭和29年10月2日から昭和31年4月1日生まれ）



ここでいう「退職」とは公務員共済組合員でなくなることをいいます。
これまで臨時的任用教員は13か月目から公立学校共済組合員になりましたが、
令和2年度から東京都の臨時的任用教員は採用時から公立学校共済組合員となるため、以下のケースは3月で退職となりません。

3月31日まで	4月から
再任用フルタイム	臨時的任用教員（産休・育休代替教員）



1 2 3 4 で手続が必要です。
これからのページで詳しく説明します

★ 65 歳から年金を請求する場合（繰下げしない場合）

手続時期	必要な手続	提出書類 □全員・■該当者のみ	注意事項
65 歳 到達時	1 ◇老齢厚生年金請求手続 →P. 4	□年金請求書（老齢厚生年金） 「65 歳から請求する」に「○」をして提出 ■加給年金額請求の添付書類 ＜新たに加給年金額対象者を登録する場合のみ＞	・加給年金額対象者が請求書に印字されている場合は加給年金額対象者の確認 ・新たに加給年金額対象者を登録する場合は、請求書に記入 ・66 歳以降に繰下げる場合は下表
	2 ◇老齢基礎年金請求手続 →P. 5	■年金請求書（国民年金老齢基礎年金） ＜公務員期間のみの方＞	・在職中でも全額支給 ・公務員以外の期間がある場合は日本年金機構に請求 ・66 歳以降に繰下げる場合は下表
退職時	3 ◇老齢厚生年金改定請求手続 →P. 6	□老齢厚生年金（退職共済年金・経過的職域加算）「改定」請求書 □公的年金等受給者の扶養親族等申告書	・「改定」請求書の退職後の就職予定の有無を必ず記入 ・扶養親族等申告書には必ず押印
	4 ◇年金払い退職給付請求手続 →P. 6	□退職年金（年金払い退職給付）決定請求書 ■退職所得の受給に関する申告書 ＜一時金を選択した方＞ ■退職手当の源泉徴収票 ＜当年中に退職手当支給有の方＞	・有期年金の受取方法を以下から選択 ①20 年 ②10 年 ③一時金

★ 繰下げ希望する場合（66 歳以降年金を請求する場合）

手続時期	必要な手続き	提出書類 □全員・■該当者のみ	注意事項
65 歳 到達時	◇繰下げ希望の申出 →P. 8	■年金請求書（老齢厚生年金） 「繰下げを希望する」に「○」をして提出 ＜老齢厚生年金を繰り下げる方＞ 「老齢基礎年金（国民年金）の繰下げを希望する」に「○」をして提出 ＜公務員期間のみで老齢基礎年金を繰り下げる方＞	・老齢厚生年金を繰り下げた場合、加給年金額は、繰下げ期間中支給停止（老齢厚生年金受給開始後も支給停止期間中の加給年金額は支給されません）
退職時	◇繰下げ待機者としての登録	■退職届書 （年金待機者登録届書） ＜公務員期間のみで老齢基礎年金を繰り下げる方＞	・登録完了すると自宅に「繰下げ年金待機者登録通知書」が届く
請求時	◇老齢厚生年金（老齢基礎年金）繰下げ請求	※66 歳以降 70 歳までの請求したい時、公立学校共済組合本部へ連絡 （退職後すぐ 66 歳になり請求をしたい場合など、繰下げ待機者登録前に請求する時は東京支部へ連絡）	

〈注〉請求書の名称や手続方法等が変更になる場合があります。

(2) 65 歳到達時

65歳になると、新たに「(本来支給の) 老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」を請求していただきます。

1 老齢厚生年金の請求手続

65歳になる誕生月の1～2か月前に「年金請求書(老齢厚生年金)」が届きます。記入・押印後提出してください。この請求書では以下の2点を確認します。

ア 老齢厚生年金を請求するか、繰り下げるか

(本来支給の) 老齢厚生年金を65歳から受給するか、66歳以降に繰り下げて受給するかを選択します。繰下げ支給について→P 9

イ 加給年金額対象者の確認

加給年金額とは65歳到達時に一定の要件を満たした配偶者又は子がいる場合、老齢厚生年金に加算して支給される年金です。

- 要件 ◎年金請求者の厚生年金加入期間が20年以上ある。
◎65歳到達時に、生計を共にする配偶者又は子がいる。(下表参照)

加給年金額対象者	年 齢 要 件	収 入 要 件	加 給 年 金 額 (平成31年度)
配 偶 者	65歳未満	恒常的収入が年額850万円未満(所得が655.5万円未満)※ ※おおむね5年以内に定年等の理由で収入が上記の額を下回る見込みの場合は該当します。	390,100円/年
子	●18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 ●20歳未満で障害等級が1～2級に該当する障害状態にある子		2人まで1人につき224,500円/年 3人目から1人につき74,800円/年

※加給年金額対象者に該当するか否かは、別紙のフローチャートも参考にしてください。

● 手続方法

	年金請求書(老齢厚生年金)に加給年金額対象者が	
	印字されている	印字されていないが加給年金額対象者がいる
年金請求書 (老齢厚生年金)	加給年金額対象者は登録済みです。印字内容を確認してください。	加給年金額対象者を記入してください。
添付書類	不要	P 5の添付書類を添えて提出してください。

● 添付書類（加給年金額対象者（配偶者）を今回新規で登録する方のみ）

※公的機関が発行する書類は、65歳到達後に交付を受けてください。

必要書類	説明（注意事項）
戸籍全部事項証明書	戸籍謄本のことです。
世帯全体の住民票＊ （個人番号、続柄等の入ったもの。）	○加給年金額対象者が請求者と住民票上別住所になっている場合は、別途書類が必要となる場合がありますので御連絡ください。
配偶者の所得証明書類＊ （以下のうちいずれか1点） 「所得証明書」 「課税証明書」 「被扶養者証」のコピー※1	○各区市町村役場に申請してください。 ○源泉徴収票は不可 ○請求者が65歳到達時には収入要件を超過しているが、5年以内に収入減になる場合は、別途書類が必要となりますので御連絡ください。 ※1 65歳になる年の2年前の1月1日以降から引続いて請求者の被扶養者の場合のみ、被扶養者証（健康保険証）のコピーで代替できます。
配偶者の基礎年金番号が分かる書類のコピー※2 「年金手帳」 「基礎年金番号通知書」等	※2 配偶者が公的年金を受給している場合は、「年金額改定通知書」等厚生年金加入期間や金額が分かる部分のコピー

（＊の書類は配偶者の個人番号（マイナンバー）を別途提出することにより、添付を省略できます。）

● その他の注意事項

- ・加給年金額は、加給年金額対象者が年齢要件を超えた時や、配偶者が加入期間20年以上の厚生年金等を受給することになった時は、その翌月分から支給が止まります。

2 老齢基礎年金（国民年金）の請求手続（公務員期間の方）

- 1 の老齢厚生年金の請求手続に必要な書類と一緒に「年金請求書（国民年金老齢基礎年金）」を送付しますので、記入・押印後提出してください。



公務員以外の期間がある方、国民年金保険料を個別に納付した期間がある方は、別途日本年金機構から請求書※3が送付されます。年金事務所で手続きしてください。

※3 日本年金機構の厚生年金が決定している方はハガキ形式の請求書となります。



老齢基礎年金は国民年金のことです。
加入月数に基づいて65歳から支給されます。
老齢厚生年金と異なり、在職中でも、賃金等の額にかかわらず全額支給されます。

(3) 退職時

退職する（公務員共済組合員でなくなる）ときは、「老齢厚生年金改定請求手続」と「年金払い退職給付請求手続」が必要です。退職する年の1月末～2月頃に、「**老齢厚生年金（退職共済年金・経過的職域加算）「改定」請求書**」、「**退職年金（年金払い退職給付）決定請求書**」等を所属を通して本人宛に送付します。提出期限までに提出してください。

3 老齢厚生年金改定請求手続

65歳到達時から退職日までの期間を年金額に算入し、在職による支給停止を解除して年金支給を開始するための手続です。手続が遅れると、退職後の年金の支給時期も遅くなります。

4 年金払い退職給付請求手続

年金払い退職給付は、平成27年10月に創設された新しい制度です。65歳以降の退職後に請求できます。

70歳まで繰下げることができますが、老齢厚生年金や老齢基礎年金のような繰下げ月数に応じた増額はありません。繰下げを希望する方は、東京支部へ御連絡ください

● 請求手続

「**退職年金（年金払い退職給付）決定請求書**」を提出してください。

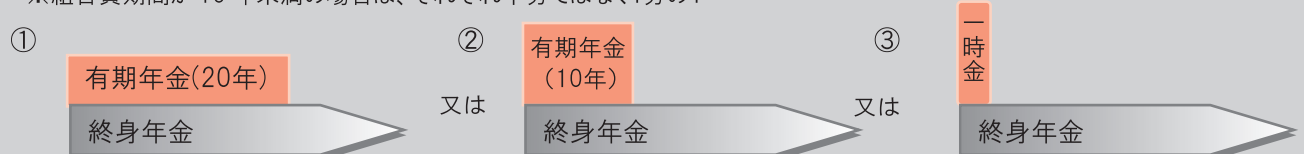
年金額の1/2が終身退職年金、1/2が有期退職年金（20年、10年又は一時金の3つの受取方法から選択）となります。有期年金の受取方法を選択してください。

受取り方法

● 支給開始:65歳

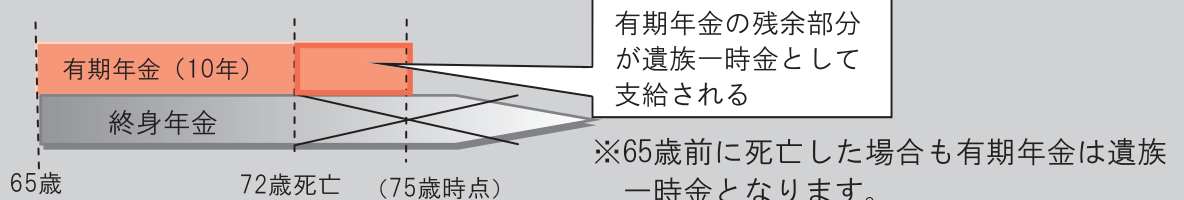
● 半分は有期年金(①20年、②10年、③一時金から選択)、半分は終身年金として支給されます。

※組合員期間が10年未満の場合は、それぞれ半分ではなく4分の1



● 受給者が死亡した場合、終身年金は終了し、有期年金の残余部分は遺族に一時金として支給されます。(遺族一時金)

【例】



● 注意事項

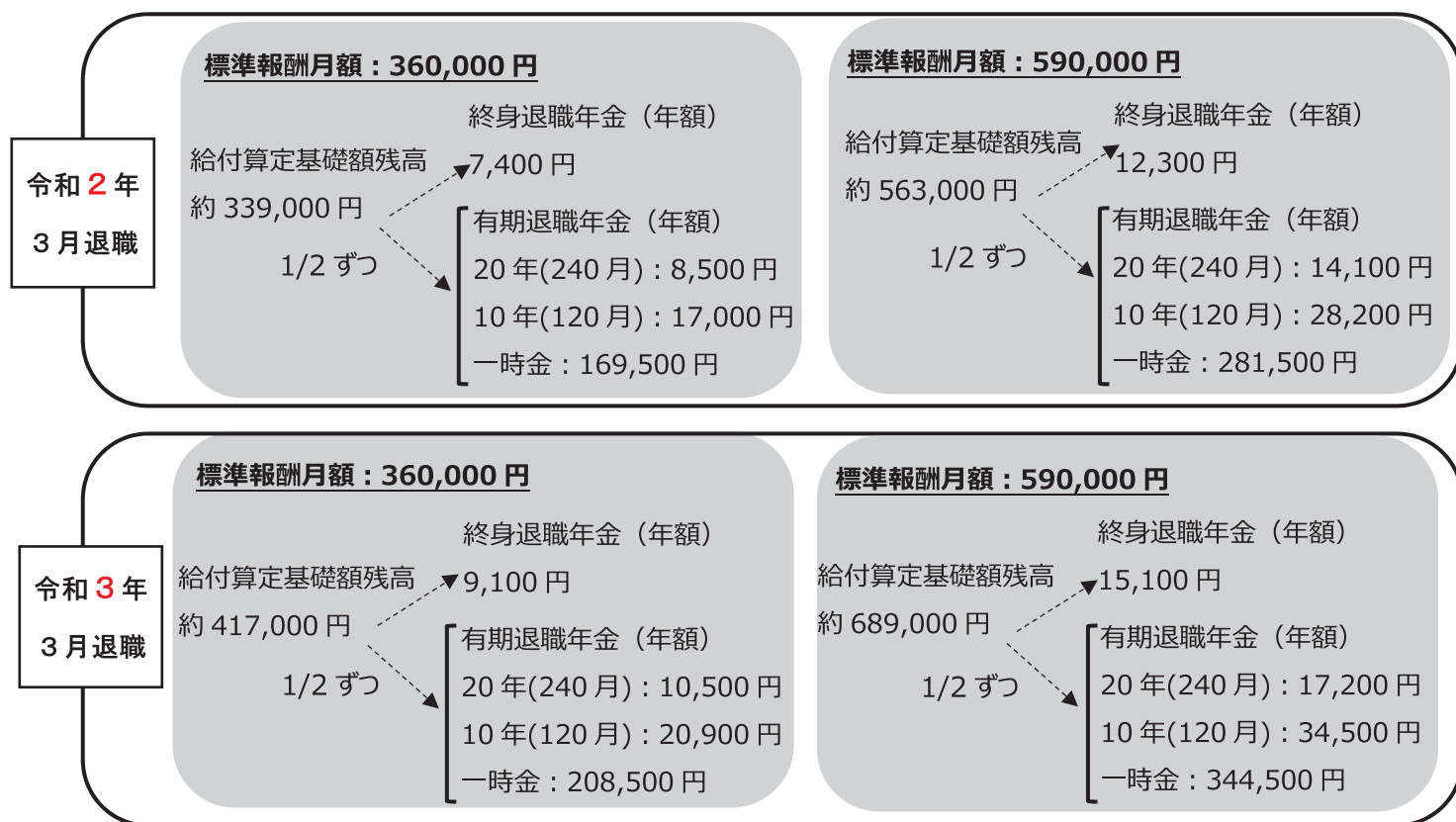
有期退職年金を一時金で受領する場合は、次の添付書類が必要です。

- ・退職所得の受給に関する申告書
- ・退職所得の源泉徴収票の写し（当年中に退職手当等の支払いを受ける場合）

● 支給額の目安

毎年7月下旬に前年度末における「給付算定基礎額残高通知書」を御自宅に送付しています。詳しい支給額については、そちらを参考にしてください。

【参考：退職年と標準報酬月額別支給額の目安】



【参考：年金払い退職給付(新3階)と経過的職域加算額（旧3階）の違い】

	年金払い退職給付	経過的職域加算額 (退職共済年金)
支給方法	年金額の1/2が終身退職年金、1/2が有期退職年金 有期退職年金は20年、10年、一時金から受取方法を選択	老齢厚生年金と同様
支給開始年齢	65歳以降の退職後	老齢厚生年金と同様
対象加入期間	平成27年10月1日以後の組合員期間	平成27年9月30日以前の 組合員期間
財政方式	積立方式 将来の年金給付に必要な原資を予め保険料で積み立てる方式	賦課方式 現役世代の保険料で受給者の給付を賄う世代間扶養の方式

3 その他の手続

(1) 年金の繰下げ

65歳から支給される「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」は、66歳以降に支給開始を遅らせることにより 1月あたり0.7%加算されます。これを、年金の「繰下げ」といいます。

なお、繰下げられる期間は、70歳（60か月）までです。

繰下げ支給に関する FAQ

1 65歳になったときの手続は？

- ・年金請求書（老齢厚生年金）の「2 老齢厚生年金の繰下げを希望する」に○をつけて提出し、繰下げを希望することをお知らせください。

⇒66歳以降、希望する時期に年金を請求することになります。

2 退職するときの手続は？

- ・「退職届書」の提出が必要です。年金を請求するときまで「繰下げ待機者」として登録します。

3 在職中で年金が支給されないので繰下げしようと思います。

- ・全額支給停止されている場合は繰下げをしても加算額はありません。

ただし、65歳以降、在職中に老齢厚生年金が一部支給となる方は、支給となる年金の額が加算対象になります。↓ 4 も参照

4 加給年金額対象者がいる場合の注意点は？

- ・65歳以降、在職中に老齢厚生年金が一部支給となる方は、加給年金額が全額支給されます（配偶者の場合32,508円／月）。しかし、繰下げをした場合、繰下げしている間は加給年金額が支給されません。老齢厚生年金受給開始後も、繰下げしていた期間分の加給年金額は支給されません。また、加給年金額は繰下げ加算額の対象にはならないため、繰下げをしたことにより受給できる年金額が少なくなることがあります。→P 9、10

5 老齢基礎年金だけ繰下げした場合は？

- ・老齢基礎年金※は、支給予定の年金全額が加算の対象となります。

⇒ 加算額の目安は9、10ページを参考にしてください。

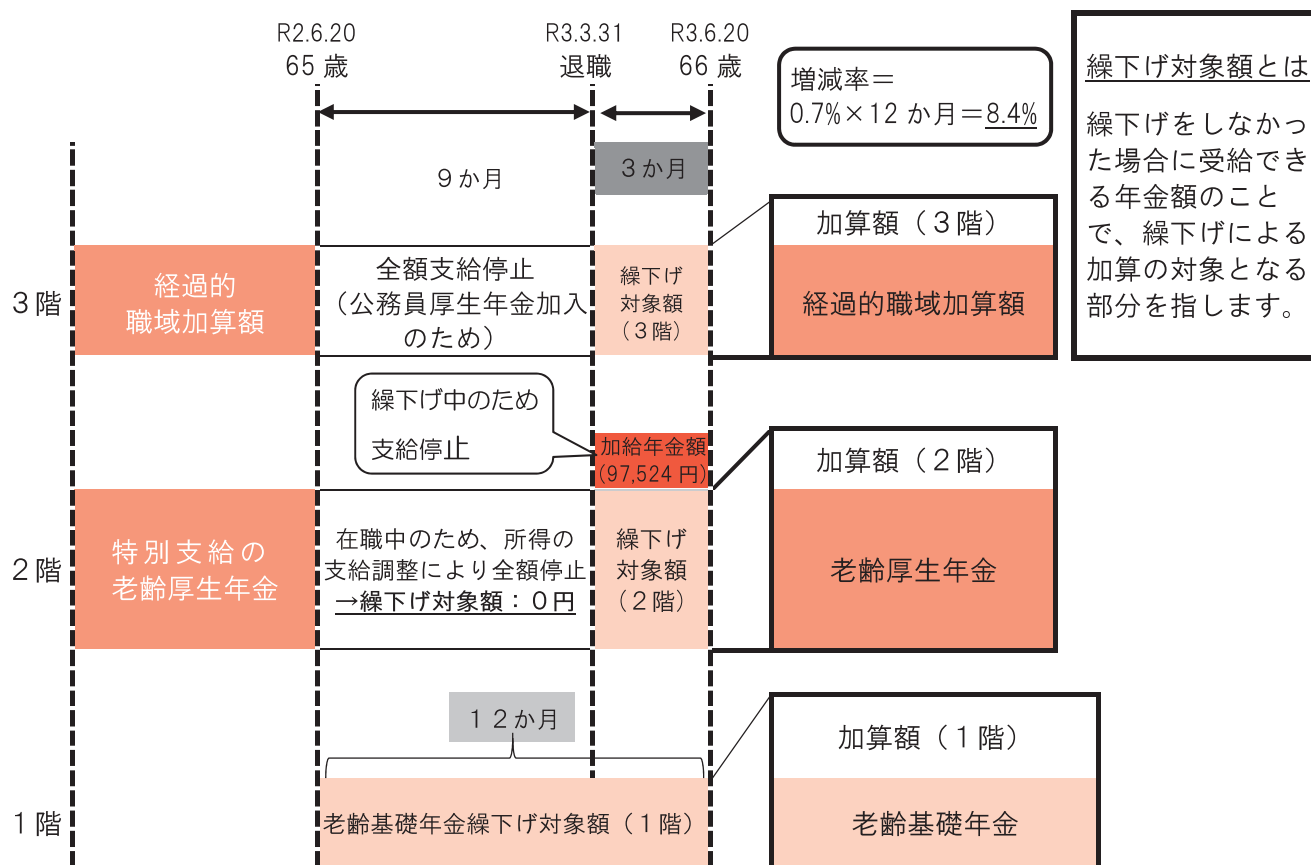
※老齢基礎年金は、在職中でも全額支給されます。

★ 繰下げした場合の事例（老齢厚生年金・老齢基礎年金を 66 歳から受給）

【事例 1】

昭和 30 年 6 月 20 日生まれ 令和 3 年 3 月 31 日退職、退職後の就職なし

- ・ 在職中は老齢厚生年金が全額支給停止 ・ 配偶者が加給年金額対象者
- ・ 年金額(月額)：老齢厚生年金（15 万円）、経過職域加算額（2.5 万円）
老齢基礎年金（6.2 万円）、加給年金額（約 3.25 万円）



$$\text{繰下げ対象額(3 階)} = 2.5 \text{ 万円} \times 3 \text{ か月} = 7.5 \text{ 万円}$$

$$\text{繰下げ対象額(2 階)} = 15 \text{ 万円} \times 3 \text{ か月} = 45 \text{ 万円}$$

$$\text{繰下げ対象額(1 階)} = 6.2 \text{ 万円} \times 12 \text{ か月} = 74.4 \text{ 万円}$$

$$\text{加算額(3 階)} = 7.5 \text{ 万円} \times 8.4\% = 6,300 \text{ 円}$$

$$\text{加算額(2 階)} = 45 \text{ 万円} \times 8.4\% = 37,800 \text{ 円}$$

$$\text{加算額(1 階)} = 74.4 \text{ 万円} \times 8.4\% = 62,496 \text{ 円}$$

$$\text{繰下げによる加算額合計} = 106,596 \text{ 円}$$

<参考>繰下げしない場合、65 歳から 66 歳までの間に通常支給される年金額（支給停止額を含まない）

1,366,524 円（令和 2 年 7 月分～令和 3 年 6 月分）

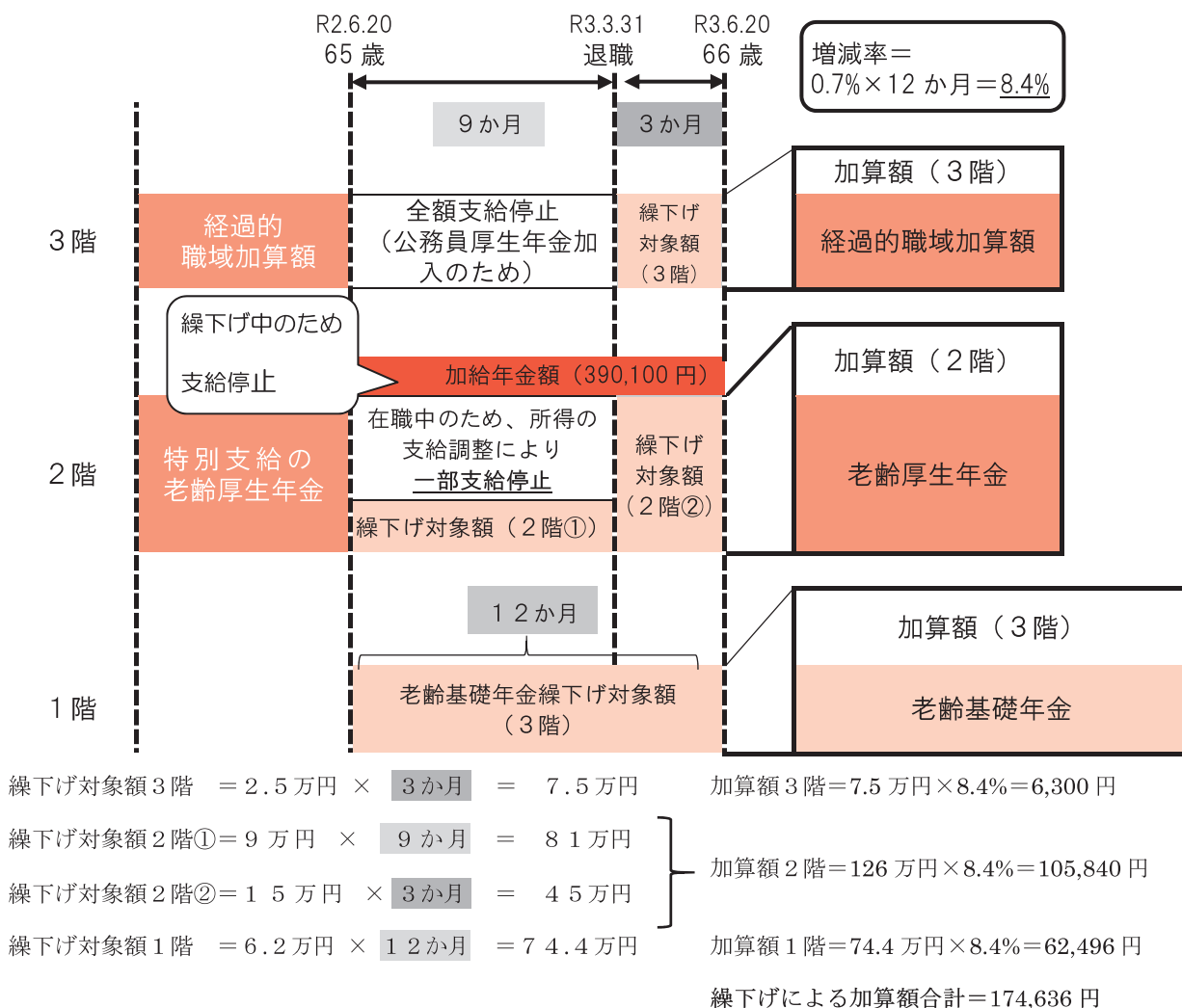


○繰下げしている間は、退職後の期間（3 か月）を含め、年金（加給年金額を含む）の支給はありません。

○繰下げによる加算額は繰下げをしなかった場合に支給される年金額（加給年金額を除く）に、繰下げした月数分の増減率をかけて計算します。

【事例2】昭和30年6月20日生まれ 令和3年3月31日退職、退職後の就職なし

- ・在職中は老齢厚生年金が一部支給停止（月額9万円支給）
 - ・配偶者が加給年金額対象者
 - ・年金額(月額)：老齢厚生年金(15万円)、経過職域加算額(2.5万円)
- 老齢基礎年金(6.2万円)、加給年金額（約3.25万円）



<参考>繰下げしない場合、65歳から66歳までの間に通常支給される年金額

2,469,100 円（令和2年7月分～令和3年6月分）

○65歳から厚生年金が一部でも支給されると、加給年金額は全額支給となります。
（配偶者の場合は年額390,100円）。加給年金額対象者がいる場合、繰下げをすることで、受給額が少なくなり不利となるケースがあります。

（2）「高年齢求職者給付金」の支給手続

再任用フルタイムの方、首都大学の方は雇用保険に加入しています。65歳以上で退職した方で受給要件を満たした方は、「高年齢求職者給付金」という失業給付が支給されます。

給付金と年金は併給できますので、年金が支給停止になることはありません。

詳細は、住居地を管轄するハローワークにお問合せください。

(3) 在職中の賃金等による厚生年金の支給調整

65歳以降も、在職中は賃金等に応じて厚生年金の支給調整があります。65歳からは、計算に用いる支給停止調整額が28万円から47万円に緩和されます。

年金の種類	年金決定後に加入している厚生年金の種類と年金の支給停止調整額	
	公務員共済の組合員	一般・私学厚生年金保険加入者
老齢厚生年金	再就職先の賃金等と老齢厚生年金の月額合計額が <u>47万円</u> を超えた場合、超えた額の1/2の年金が支給停止	
経過的職域加算額	全額支給停止（在職中のため）	全額支給
年金払い退職給付	全額支給停止（在職中のため）	全額支給
老齢基礎年金	全額支給	

※ 賃金等＝再就職先等の標準報酬月額と過去1年のボーナスの1/12の合計額

※ 支給停止調整額(47万円)は、平成31年度の額であり賃金や物価の変動により改定することがあります。

今までは年金が出ていなかったけれど・・・

【昭和29年11月2日生まれ】



■年金額：老齢厚生年金→180万円（15万円/月額）
 （65歳時）経過的職域加算額→30万円（2.5万円/月額）
 老齢基礎年金→72万円（6万円/月額）

合計23.5万円(月額)

■65歳到達時はフルタイム勤務中

標準報酬月額→34万円 過去1年のボーナス→84万円

■令和元年12月分から支給される老齢厚生年金の額は・・・。

計算方法

$$A \text{ (標準報酬月額)} + B \text{ (過去1年のボーナスの1/12)} + C \text{ (老齢厚生年金(2階)の月額)} = D \text{ (収入月額 (A・B・Cの合算))}$$

収入月額 ≤ 支給停止調整額（47万円） ⇒ 支給停止なし

収入月額 > 支給停止調整額（47万円） ⇒ 支給停止調整額を超えた額の1/2が支給停止

■老齢厚生年金の支給停止の計算

A（34万円）＋ B（7万円）＋ C（15万円）＝ D（56万円）

{ D（56万円）－ 支給停止調整額（47万円） } × 1/2 ＝ 支給停止額（4.5万円）

⇒令和元年12月分の老齢厚生年金の額

＝老齢厚生年金（15万円）－ 支給停止額（4.5万円）＝10.5万円

※一元化により廃止された「職域年金相当部分」は、「経過的職域加算額」として厚生年金とは別に支給されますが、在職中は引き続き全額支給停止となります。

<資料> 手続時に東京支部から送付する請求書類

(1) 65 歳到達時

1 年金請求書（老齢厚生年金）

資料番号 1 4 8	共済記入欄	キ ー 番 号											
		支部	種別	証 書 番 号									
		3	5	7									14

提 出 期 限
年 月 日

年金請求書（老齢厚生年金）

下記のとおり、老齢厚生年金（退職共済年金（経過的職域）含む。）を請求します。

公立学校共済組合理事長 殿
年 月 日 提出

老 齢 厚 生 年 金 請 求 者 の 欄	住 所	東京都新宿区西新宿2-8-1												電話番号 (03) - (5320) - (6828)						
	フリガナ	コウリツ タロウ		生年月日	昭和30年 7 月 25 日			基礎年金番号	9 4 5 0 1 2 3 4 5 6											
	氏 名	公立 太郎		受給権を 有する他の 公的年金	制度名(※2)	年金の種類		記号番号等(年金コード4桁または証書記号番号)												
					老齢または退職・障害・遺族															
次のいずれかを選択してください。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">回 答 欄</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>65歳から老齢厚生年金を請求する</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>老齢厚生年金の繰下げを希望する</td> </tr> </table>															回 答 欄		1	65歳から老齢厚生年金を請求する	2	老齢厚生年金の繰下げを希望する
回 答 欄																				
1	65歳から老齢厚生年金を請求する																			
2	老齢厚生年金の繰下げを希望する																			

※1 請求者が自署する場合は、押印の必要はありません。

※2 制度名は、別紙リーフレットの表を参考に、記号で記入してください。

☐ 下記の加給年金額対象者と私は生計同一であることを申し立てます。

☐ 下記の者とは、死別または離婚により、生計維持がないことを申し立てます。(←この場合、当共済組合から手続き書類を送付します。)

加 給 年 金 額 対 象 者 の 欄	配偶者	フリガナ	コウリツ ハナコ			公的年金の受給状況 (該当するものに○印を付けてください。)			基礎年金番号	9 4 5 0 6 5 4 3 2 1								
	氏 名	公立 花子			1 老齢・退職の年金を受けている・請求中 2 障害の年金を受けている・請求中 3 いずれも受けていない→右欄は記入不要です			制度名(※3)	記号番号等(年金コード4桁または証書記号番号)									
	生年月日	昭和35年 1 月 25 日																
	子	フリガナ	性別	障害	フリガナ	氏 名	生年月日	年	月	日	性	別	無					
	フリガナ	性別	障害	フリガナ	氏 名	生年月日	年	月	日	性	別	無						
	フリガナ	性別	障害	フリガナ	氏 名	生年月日	年	月	日	性	別	無						
	フリガナ	性別	障害	フリガナ	氏 名	生年月日	年	月	日	性	別	無						
加給年金額請求手続きについて 右記の「1」または「2」に○印を付けてください。 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th colspan="2">回 答 欄</th> </tr> <tr> <td>1</td> <td>請求する</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>請求しない</td> </tr> </table>													回 答 欄		1	請求する	2	請求しない
回 答 欄																		
1	請求する																	
2	請求しない																	

※3 制度名は、別紙リーフレットの表を参考に、記号で記入してください。

注意点！！

★必ずどちらかに○をして
ください。

單一共濟者用

年金請求書(国民年金老齢基礎年金)

様式第130号

この意味では、前二の共同組合等の加入に関する記載事項は、税引上は不利な効果等ありません。また、共同組合等の会費を納入する場合は、加入金事柄とは異なるものと見なされます。

① 厚生年金・扶養加算加入金を徴収し、受給資格、国民年金の加入がある方への前払書では請求できないこととなり、年金事務所に提出する必要があります。

② 扶養加算の請求、厚生年金・扶養加算の請求とご一緒にご提出ください。

③ 扶養加算の請求、厚生年金・扶養加算を請求しただけで請求ごとの解除となり、加入金として扱われることはありません。

④ 加入金の納入の滞りによって記入してくだされば、(ご欄には、なにも記入しなくても大丈夫です)。

⑤ 扶養加算の滞りによって記入してくだされば、

⑥ 請求者が自ら署名する場合は、押印は不要な場合があります。

⑦ 請求者が10名(10戸)で提出する場合は、提出した方までご記入ください。

430081

[illegible]

803 1018 058

1

(30.3)

注意点！！

★裏面も記入欄があります。

★受取口座は印字されていますが、変更を希望される場合は、二重線を引いて記入し、通帳のコピーを添付してください。なお、厚生年金も変更される場合は、東京支部まで御連絡ください。

[illegible]

必ず押印！！

(2) 退職時

3 老齢厚生年金「改定」請求書

※ 記入要領に従い、楷書ではっきりと記入の上、押印してください。

資料番号 1 2 1 0 0	年金証書番号 3 1 - 1 2 3 4 5 6 7 8	老齢厚生年金「改定」請求書 (退職共済年金・経過職域加算)	請求日 年 月 日 大・昭 30 年 7 月 10 日
公立学校共済組合理事長 殿	請求者 (年金受給権者) フリガナ コウリツ 公立 氏名 (氏) 太郎 (名) 公立	退職時の所属機関名 新宿区立都立中学校	
年金証書 記号番号 3 1 - 1 2 3 4 5 6 7 8	退職年月日 3 年 3 月 31 日	退職時の職名 教諭	
退職事由 1 普通・定年・勤続・退職 2 3 4	退職後の就職の予定 有 無	就職年月日 年 月 日	就職先の加入年金制度 1 地方・国の公務員共済組合 2 厚年・私学・国議・地議
障害状態の有無 有・無 (病名)	他制度被保険者 期間等の有無 有 無	公的年金受給権 の有無(請求中 を含む。)	有 無
公立学校共済組合 の年金受給権 のある配偶者	フリガナ 氏名 (氏)	年金	

注意点！！

★必ず押印してください。

★退職後の就職予定は必ず記入してください。

未定の場合も就職する可能性がある場合は「有」に○をしてください。

3 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

神田税務署長・各市区町村長 殿

年 月 日提出

資料番号 年金証書番号 元年 種別 基礎年金

本人氏名 フリガナ コウリツ タロウ 性別 男 生年月日 30 年 7 月 10 日

電話番号 (03) 5320 - 6828 あなたの合計年間所得見積額 3 0 0 万円

必ず金額を右詰めで記入してください。

支払者 公立学校共済組合 法人番号 8700150003179

年金からの所得控除(基礎控除を含む。)を希望されない方は、下欄の「1 希望しない」に○をし、A・B欄には何も記入しないでください。なお、年金からの所得控除を希望されない場合、支給額の7.6575%が所得税として源泉徴収されます。

1 希望しない

障害区分 あなたの手帳の種類・内容 手帳の等級・交付年月日

受給者欄 障害区分 25 普通障害 精神障害者保健福祉手帳・療育手帳・身体障害者手帳・戦傷病者手帳 26 特別障害 上記以外の障害内容 () 年 月 日

氏名 (フリガナ・漢字) 続柄 生年月日 属性 住所 所得の種類 障害区分 扶養親族等の手帳の種類・内容

控除対象となる配偶者 (注 所得見積額が85万円を超える記載があった場合は控除対象となりません)

氏名 (フリガナ・漢字) 続柄 生年月日 属性 住所 所得の種類 障害区分 扶養親族等の手帳の種類・内容

控除対象扶養親族(16歳以上) (注 所得見積額が38万円を超える記載があった場合は控除対象となりません) 又は扶養親族(16歳未満) ※扶養親族(16歳未満)の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

退職年金（年金払い退職給付）決定請求書

※太枠の中の事項について、もれなくご記入ください。

基礎年金番号		※共済記入欄		
(4ケタ)	(6ケタ)	(支店)	(キー番号または年金証書番号)	(共済組合員番号)
—				
過去の有期退職年金受給の有無 有 ・ 無				

1. 請求者ご自身の内容についてご記入ください。

※性別及び生年月日、退職年月日の元号は、番号を○で囲んでください。

氏名	フリガナ	コウリツ	タロウ	性別	生年月日				退職年月日			
					元号	年	月	日	元号	年	月	日
	公 立 太 郎				1. 男 2. 女	3. 昭和 4. 平成	30	7	10	3. 昭和 4. 平成	3	3

住所	郵便番号	フリガナ	トウキョウトシンジュククニシシンジュク 2-8-1
	1638001	東京都 新宿区 西新宿 2-8-1	

〔年金・一時金送金先〕	金融機関コード	フリガナ	銀行	支店コード	フリガナ	預金種別	口座番号（左づめで記入）
			金庫 信託 協同 信託 信託 信託			本店 支店 出張所 本所 支所	
	ゆうちょ銀行	貯金通帳 口座番号	記号（左づめ）	再	番号（右づめで記入）	※預金種別を○で囲んでください。	
						金融機関またはゆうちょ銀行の証明	
老齢厚生年金と同じ受取金融機関にする場合は、右の欄に☑をしてください。					金融機関またはゆうちょ銀行名		
					印		

※老齢厚生年金と同じ受取口座を指定される場合は、金融機関の証明は必要ありません。

2. 退職年金（年金払い退職給付）の額は、終身退職年金と有期退職年金の合計額となります。

このうち、有期退職年金は申出により「20年」、「10年」、または「一時金」で受給することができます。

終身退職年金	
+	
有期退職年金 （下のア～ウのうち、希望される記号を○で囲んでください。）	
ア	20年で受給する。
イ	10年で受給する。
ウ	一時金で受給する。

※1 イまたはウの受給方法の申出は、退職年金の給付事由発生後6月以内である場合のみ希望することができます。

※2 ウを選択する場合、「退職所得の受給に関する申告書」を提出する必要があります。また、それらの書類の提出が完了しない限り、退職所得の2.1%を復興特別所得税として併せて徴収されます。

注意点！！

★裏面に署名欄があります。

★有期退職年金について、「20年」、「10年」、「一時金」のいずれかを選択してください。

裏面にも記入事項が続きます。

4 主な問合せ先一覧

(1) 【公立共済本部】 退職者（年金待機者・年金受給者）の問合せ

公立学校共済組合本部(年金相談センター)

〒101-0062 千代田区神田駿河台 2-9-5 電話 03-5259-1122 <https://www.kouritu.or.jp/>

(2) 【公立共済東京支部】 現職者・退職者（年金待機者になる前）の問合せ

公立学校共済組合東京支部(給付貸付課年金担当)

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 電話 03-5320-6828 <https://www.kouritu.or.jp/tokyo/>

(3) 私立学校教職員共済制度・私学厚生年金に関する問合せ

日本私立学校振興・共済事業団共済事業本部

〒113-8441 文京区湯島 1-7-5 電話 03-3813-5321 <https://www.shigakukyosai.jp/>

(4) 国民年金・一般厚生年金に関する問合せ

日本年金機構本部(基礎年金、厚生年金及び年金に関しての一般的な問合せ先)

〒168-8505 杉並区高井戸西 3-5-24 ねんきんダイヤル 電話 0570-05-1165 <https://www.nenkin.go.jp/>

年金事務所	電話番号
東京	千代田 03-3265-4381
	中央 03-3543-1411
	港 03-5401-3211
	新宿 03-5285-8611
	杉並 03-3312-1511
	中野 03-3380-6111
	上野 03-3824-2511
	文京 03-3945-1141
	墨田 03-3631-3111
	江東 03-3683-1231
	江戸川 03-3652-5106
	品川 03-3494-7831
	大田 03-3733-4141
	渋谷 03-3462-1241
	目黒 03-3770-6421
	世田谷 03-6880-3456
	池袋 03-3988-6011
	北 03-3905-1011
	板橋 03-3962-1481
	練馬 03-3904-5491
京	足立 03-3604-0111
	荒川 03-3800-9151
	葛飾 03-3695-2181

年金事務所	電話番号
東京	立川 042-523-0352
	青梅 0428-30-3410
	八王子 042-626-3511
	武蔵野 0422-56-1411
	府中 042-361-1011
埼玉	浦和 048-831-1638
	大宮 048-652-3399
	春日部 048-737-7112
	川越 049-242-2657
	熊谷 048-522-5012
	越谷 048-960-1190
	秩父 0494-27-6560
	所沢 04-2998-0170
千葉	市川 047-704-1177
	木更津 0438-23-7616
	佐原 0478-54-1442
	千葉 043-242-6320
	船橋 047-424-8811
	松戸 047-345-5517
	幕張 043-212-8621
山梨	大月 0554-22-3811
	甲府 055-252-1431
	竜王 055-278-1100

年金事務所	電話番号
神奈川	厚木 046-223-7171
	小田原 0465-22-1391
	川崎 044-233-0181
	港北 045-546-8888
	相模原 042-745-8101
	高津 044-888-0111
	鶴見 045-521-2641
	平塚 0463-22-1515
	藤沢 0466-50-1151
	横須賀 046-827-1251
	横浜中 045-641-7501
	横浜西 045-820-6655
茨城	横浜南 045-742-5511
	下館 0296-25-0829
	土浦 029-825-1170
	日立 0294-24-2194
	水戸北 029-231-2283
群馬	水戸南 029-227-3278
	太田 0276-49-3716
	桐生 0277-44-2311
	渋川 0279-22-1614
	高崎 027-322-4299
	前橋 027-231-1719